電気設備工事特記仕様書

Ⅰ　工事名称　　玉城町役場庁舎耐震補強及び改修工事
Ⅱ　工事場所　　三重県度会郡玉城町
Ⅲ　建物概要

建物名称	構　造	延面積(㎡)	消施令の適用	備　考
既設校舎棟	ＲＣ地下１階地上３階	2,441.540㎡		

Ⅳ　工事仕様

項　目	特　記　事　項
１．施工基準	図面及び特記仕様書に記載のない事項については以下による。 *防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書「最新版」 *国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版」 「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）最新版」 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新年版」 「電気設備工事監理指針最新版」 *国土交通省国土技術政策総合研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針最新版」 *電気設備技術基準 *所轄電力供給者内規 *消防関係法規（所轄署指導要領含む） *その他、関連法規、関係諸基準 *機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、それぞれの標準仕様書を適用する。
２．　一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に、準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義については、その都度、監督員と協議すること。 他工事との取合いについては、監督員の指示に従い予め当該工事関係者間において慎重に協議し、工事の円滑な進捗に支障のないよう努めること。
・提出書類	請負者は、別紙工事書類一覧表に掲げる書類を必要に応じて適宜、監督員に提出するものとする。また、一覧に揚げられていない書類であっても監督員の指示により提出するものとする。工事書類現場等に備え大切に保管するものとする なお、詳細については、特記内記載、または監督員の指示による。
・施工計画等	請負者は、施工に先立ち、次の書類により、監督員と打合わせをおこなうこと。 *施工要領書（受変電、発電設備等必要に応じて工事種別施工計画書を作成する。） *詳細施工図（施工図リストを含む） 主要機器、重量機器、３kg超過吊器具などについては固定方法、吊方法等の詳細図を作成し充分なお耐震性能を確保する施工法を提案する事 なおこれらの書類の作成に際し、施工上密接に関連する工事との納まり等について十分検討すること
・工事使用材料等	工事に使用する機器及び材料等については、予め、次の書類を届出ること。 *使用機材届出書（メーカーリスト） *機器明細図（主要機器の耐震計算書、大空間の照度計算書、配光図を含む） *カタログ・製作図・その他諸資料 なお、機器及び材料等の選定にあたっては電気設備工事指定資材見積メーカー（参考）及び国土交通省大臣営繕部監修「建設材料・設備機材等品質性能評価事業」評価名簿（平成１９年版）又はこれらと同等以上のものとする。 また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、みえ・グリーン購入基本方針に準ずること。
・完成書類	工事が完成した時は各種の試験及び検査を受けるものとする。 書類については以下のもの及び上記書類を併せ、監督員の指示に従い取りまとめ提出する。 *完成図書（試験成績表、自社検査記録、機器完成図、取扱説明書、保証書、機器銘板写し等） *製本図面（竣工図、施工図）（共にＣＡＤによる作成をおこない、ＣＡＤデーターも併せて提出） *工事書類（工事写真、工事日報、打合記録、自社試験記録、工事材料搬入報告書、安全教育・訓練に関する書類、産業廃棄物処理集計表等） *官公署手続き書類等（検査済証、着工届書、設置届出書、電力会社届出書類等） *その他監督員の指示する書類 ただし、作成しがたい場合は、監督員との協議による。 なお、完成書類の著作権にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。
・完成時の操作説明	オートリフター、タイマー、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明をする。また、必要に応じて簡易な操作説明書、操作注意事項書を作成し、機器に備えるものとする。
・完成確認、完成検査時の電源確保	機器の動作確認、電圧・極性・相回転等の確認が出来るよう電源を確保すること。
・特定管理産業廃棄物	工事施工に際して、工事範囲、工事範囲外に関わらず、ＰＣＢ等特定管理産業廃棄物またはそれと疑われる機器等を発見した場合は速やかに監督員に報告するものとする。
・諸手続	工事に伴う関係官公署、電力会社、電気保安管理者等への諸手続きは、請負者がこれを代行し、必要経費も本工事に含む。また消火器の消防届出が必要な場合は、電気設備の消防届けに併せて記載する。
・既設との取合い・養生	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し既存部分汚損、破損等した場合は機能、仕上げ共、既存にならい復旧すること。

・既設設備の調査	既設設備の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響を来さないよう、現地工事着工前に充分な調査をおこなうこと。
・製品確認	キュービクル、静止形電源設備、発電設備、監視制御装置等、発注者、受注者において仕様を決定し製作するような規格品でない製品については、試験、検査等をおこなう機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。 （　・　適用する　⊙　適用しない）
３．　その他	
・予備線	長さ１ｍ以上の入線しない電線管には、１．２㎜以上のビニール被覆鉄線を挿入する。
・カバープレート	原則として新金属製とする。器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。
・はつり	既設のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
・再使用機器	取外し再使用機器は、清掃及び絶縁測定及び機能確認のうえ取付ける。なお施行前後で比較を行えるよう、工事前にも絶縁抵抗測定を行っておくこと。
・電力、電話	電力及び電話引込線の引留方法、位置については電力会社及び電気通信引込み会社と打合わせのうえ監督員との協議により施工する。
・塗装	指定色で２回塗りとする。 金属管、２種金属線ぴ、吊ボルト、支持具等鋼板製（ＳＵＳ、溶融亜鉛メッキ、樹脂製は除く）は原則として塗装を施すこと。
・使用工事機械	低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の工事機械を使用しなければならない。これにより使用しがたい場合は監督員と協議する。
・測定機器の校正記録	工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提出すること。
・接地極埋設標	刻記とする。
・ハンドホール	高さ９００㎜以上のハンドホールはタラップ付きとする。

Ⅴ　工事種目

工　事　種　目	工　事　種　別		
電力設備			
電灯設備	○		
動力設備			
電熱設備			
雷保護設備			
受変電設備			
通信・情報設備			
構内通信設備	○		
拡声・時計設備	○		
テレビ共同受信設備	○		
自動火災報知設備	○		

Ⅵ 工事概要
電気設備工事

１．動力設備	本工事は図示の如く、屋上機械設備機器撤去に伴い動力電源の撤去を行う。
２．電灯ｺﾝｾﾝﾄ設備	本工事は図示の如く、建築耐震補強に伴う箇所の改修、照明器具脱着及び新設機器の取付を行い、試験調整の一切を行う。
３．弱電設備 構内通信・拡声・時計 自動火災報知	本工事は図示の如く、建築耐震補強に伴う箇所の改修、既設弱電機器脱着及び新設機器の取付を行い、試験調整の一切を行う。

Ⅶ　設備概要

イ）本工事における概要を示すもので仕様を規定するものではない。

ロ）項目に○印の付いたものについて示す。

ハ）設備概要のうち選択する事項は○印の付いたものを適用する。

項　目	特　記　事　項
⊙電力設備	
⊙接地	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　⊙Ｄ種
⊙電灯設備	
工事範囲	⊙配管　⊙配線　⊙機器取付
電気方式	・単相３線式（200V/100V）　⊙単相２線式（200V・100V）
施工方法	
電灯	⊙ＰＦ管配線　⊙金属管配線　⊙ケーブル配線　⊙その他
コンセント	・ＰＦ管配線　・金属管配線　・ケーブル配線　・その他
・電動昇降装置	・オートストップ
⊙構内通信設備	
工事範囲	⊙配管　⊙配線　⊙機器取付（既設品移設取付）電話機器は別途
施工範囲	⊙ＰＦ管配線　・金属管配線　⊙ケーブル配線　・その他
形式	
⊙拡声設備	
工事範囲	⊙配管　⊙配線　⊙機器取付（既設品移設取付）
施工範囲	⊙ＰＦ管配線　⊙金属管配線　⊙ケーブル配線　・その他
形式	⊙一般放送　⊙非常放送
⊙時計設備	
工事範囲	⊙配管　⊙配線　⊙機器取付（既設品撤去及び再取付）
施工範囲	⊙ＰＦ管配線　⊙金属管配線　⊙ケーブル配線　⊙その他
⊙テレビ共同受信設備	
工事範囲	⊙配管　⊙配線　⊙機器取付（既設品撤去及び再取付）
施工範囲	⊙ＰＦ管配線　⊙金属管配線　⊙ケーブル配線　⊙その他
⊙自動火災報知設備	
工事範囲	⊙配管　⊙配線　⊙機器取付（既設品撤去及び再取付）
施工範囲	・ＰＦ管配線　⊙金属管配線　⊙ケーブル配線　⊙その他

備考		名称	玉城町役場庁舎耐震補強及び改修工事	図面番号
		図名	電気設備特記仕様書	No. E−01

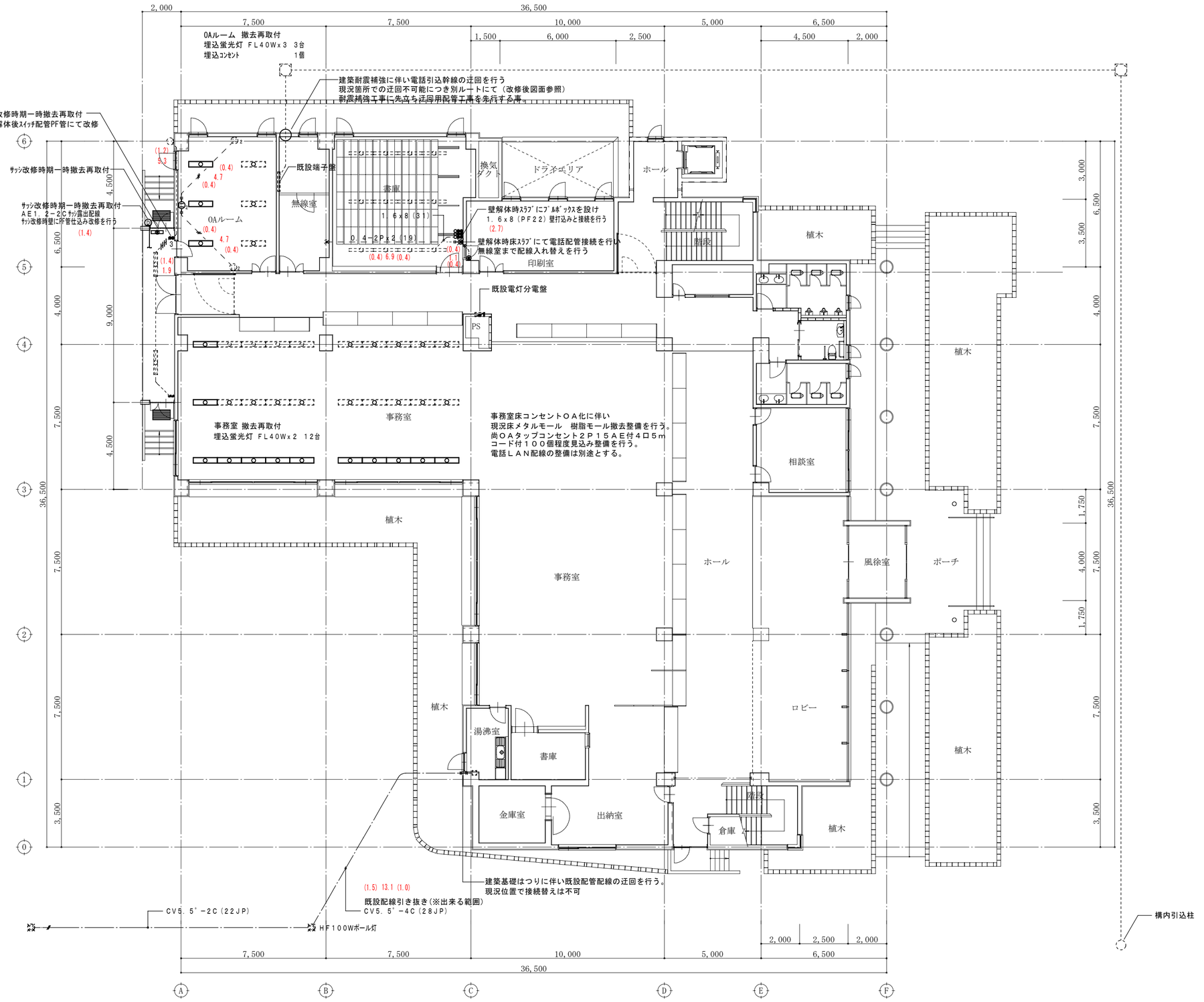

備考		名称	玉城町役場庁舎耐震補強及び改修工事		図面番号
		図名	1階電気設備図（改修前）	1:150	No. E-02

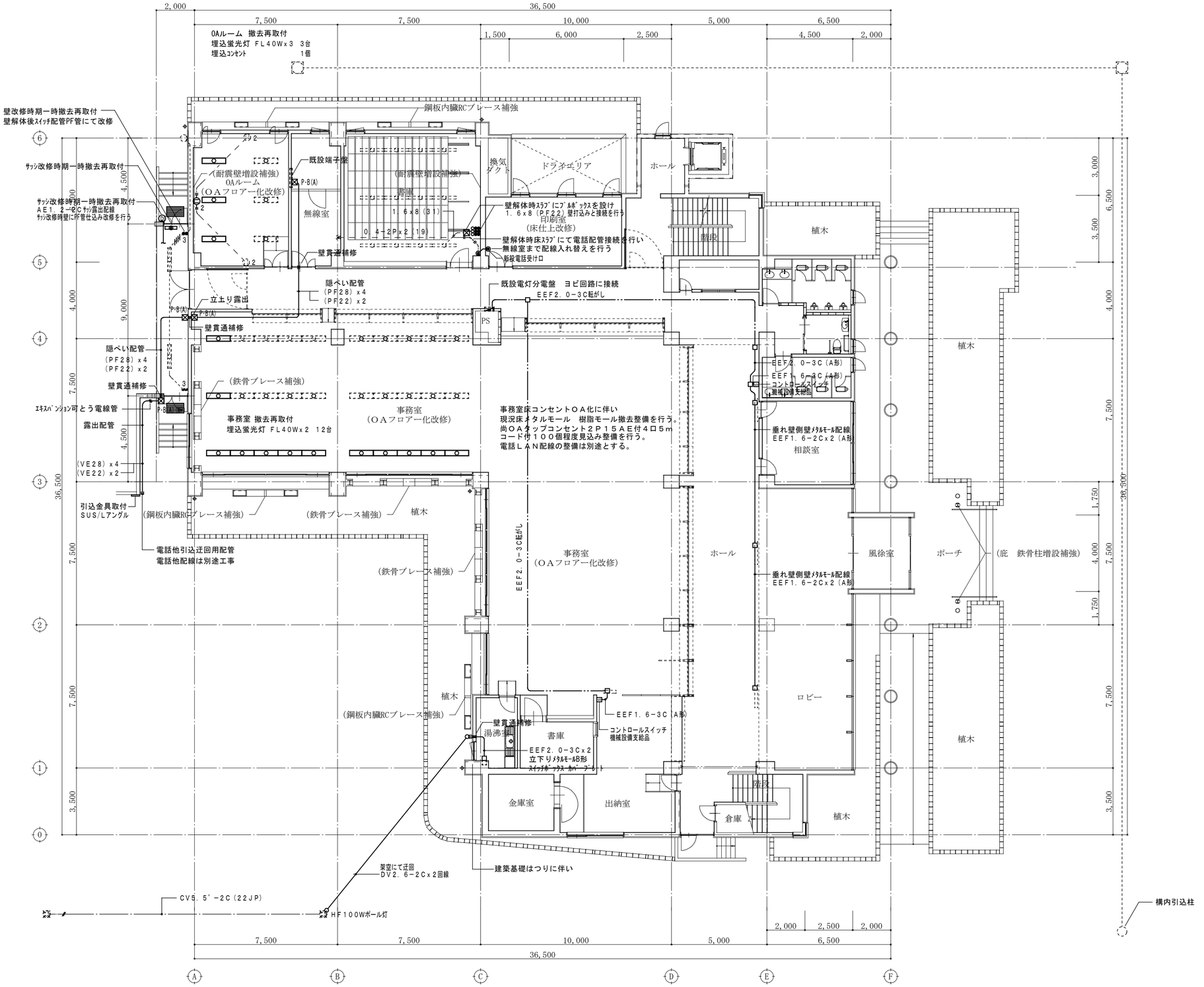

備考		名称	玉城町役場庁舎耐震補強及び改修工事		図面番号
		図名	1階電気設備図（改修後）	1:150	No. E−03

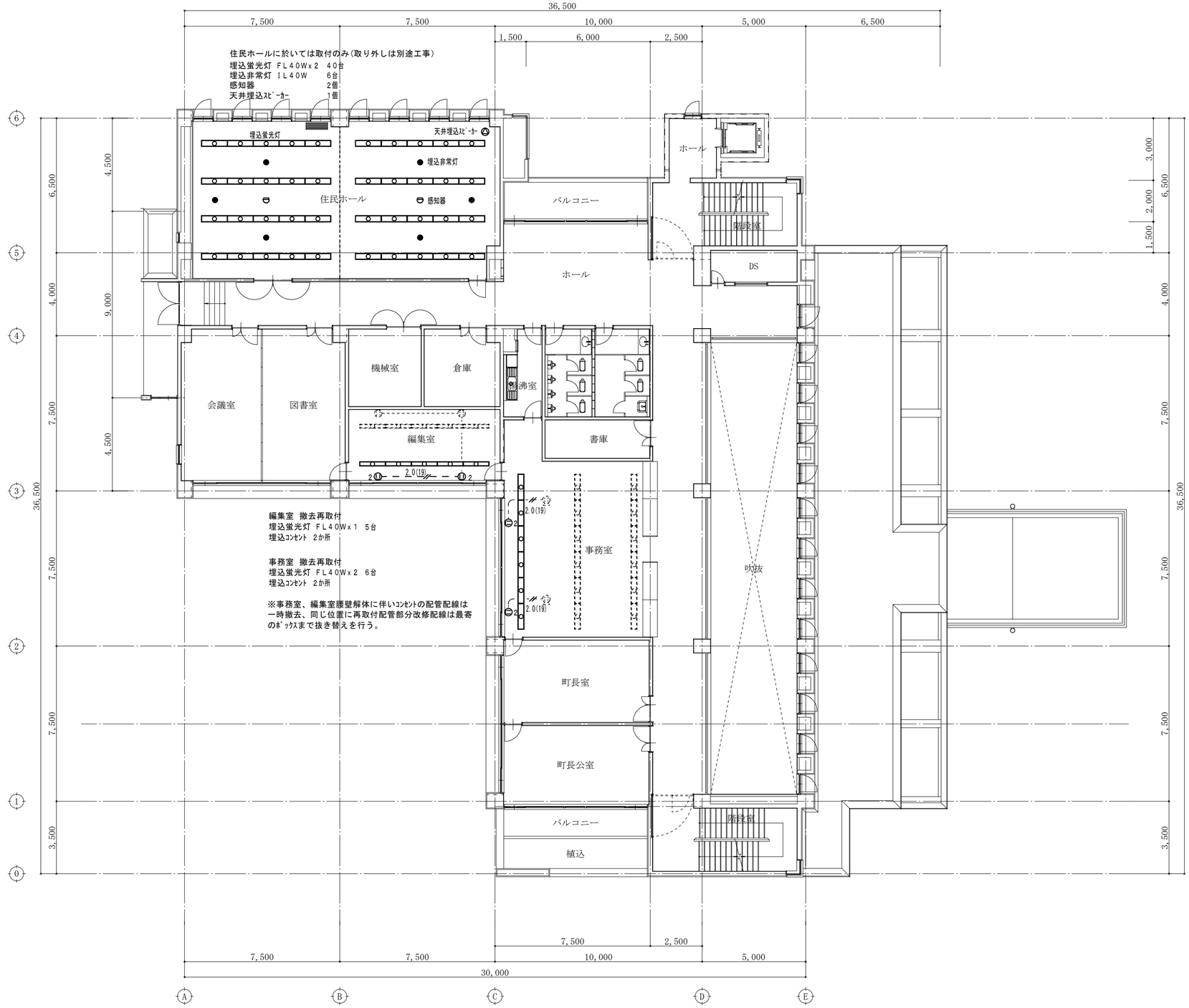

展開符号

備考		名称	玉城町役場庁舎耐震補強及び改修工事		図面番号
		図名	２階電気設備図（改修前）	1:150	No. E-04

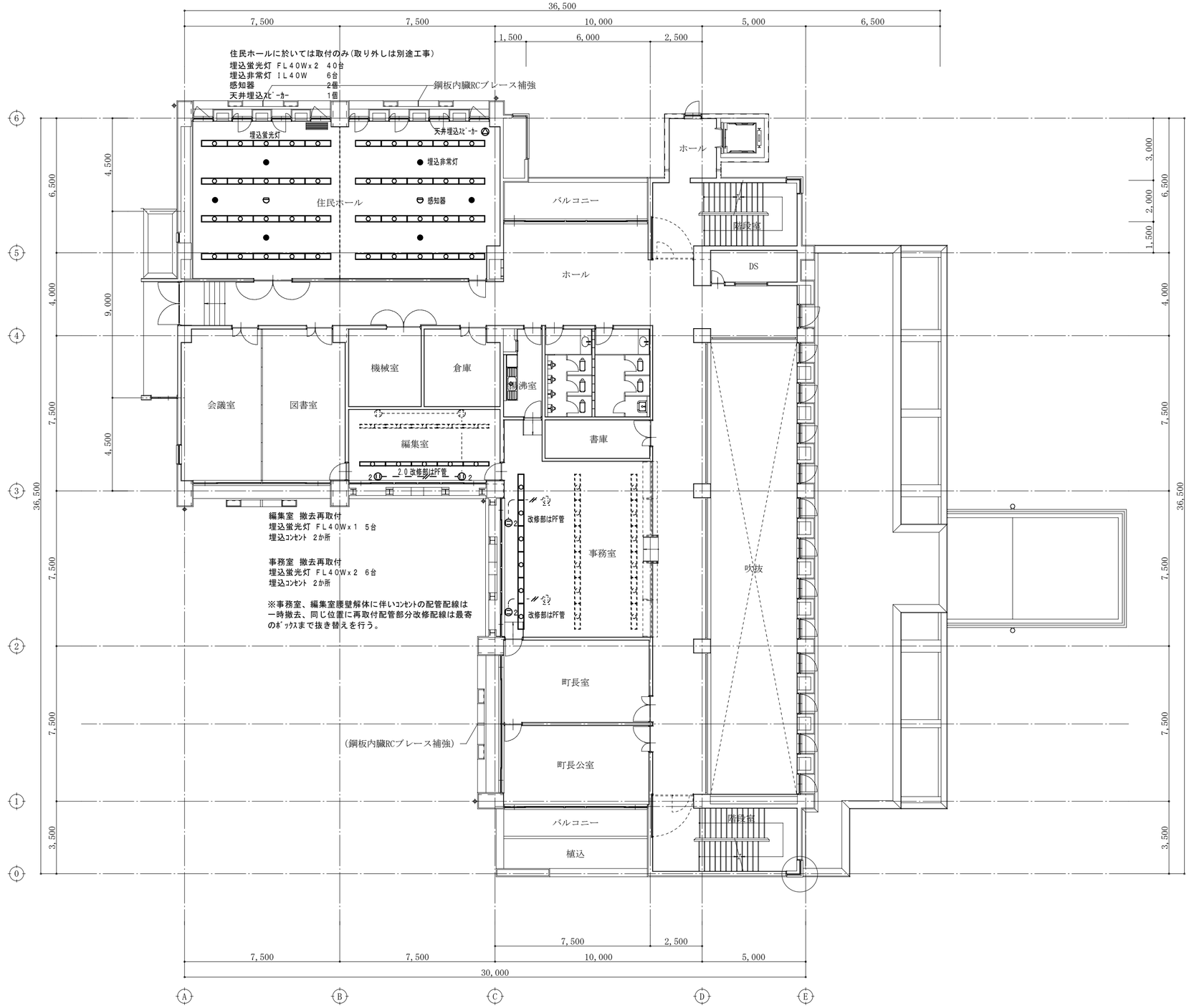

備考				
	名称	玉城町役場庁舎耐震補強及び改修工事		図面番号
	図名	2階電気設備図（改修後）	1:150	No. E-05

※特記なき配管配線は下記による

電灯コンセント設備	
——//——	IV2.0x2(19)
——————	IV1.6x2(19)
——//——	IV1.6x3(19)
火災報知設備	
——//——	1.2x2(19)
放送設備	
——//——	HIV1.2x3(19)
時計設備	
——//——	1.2x2(19)

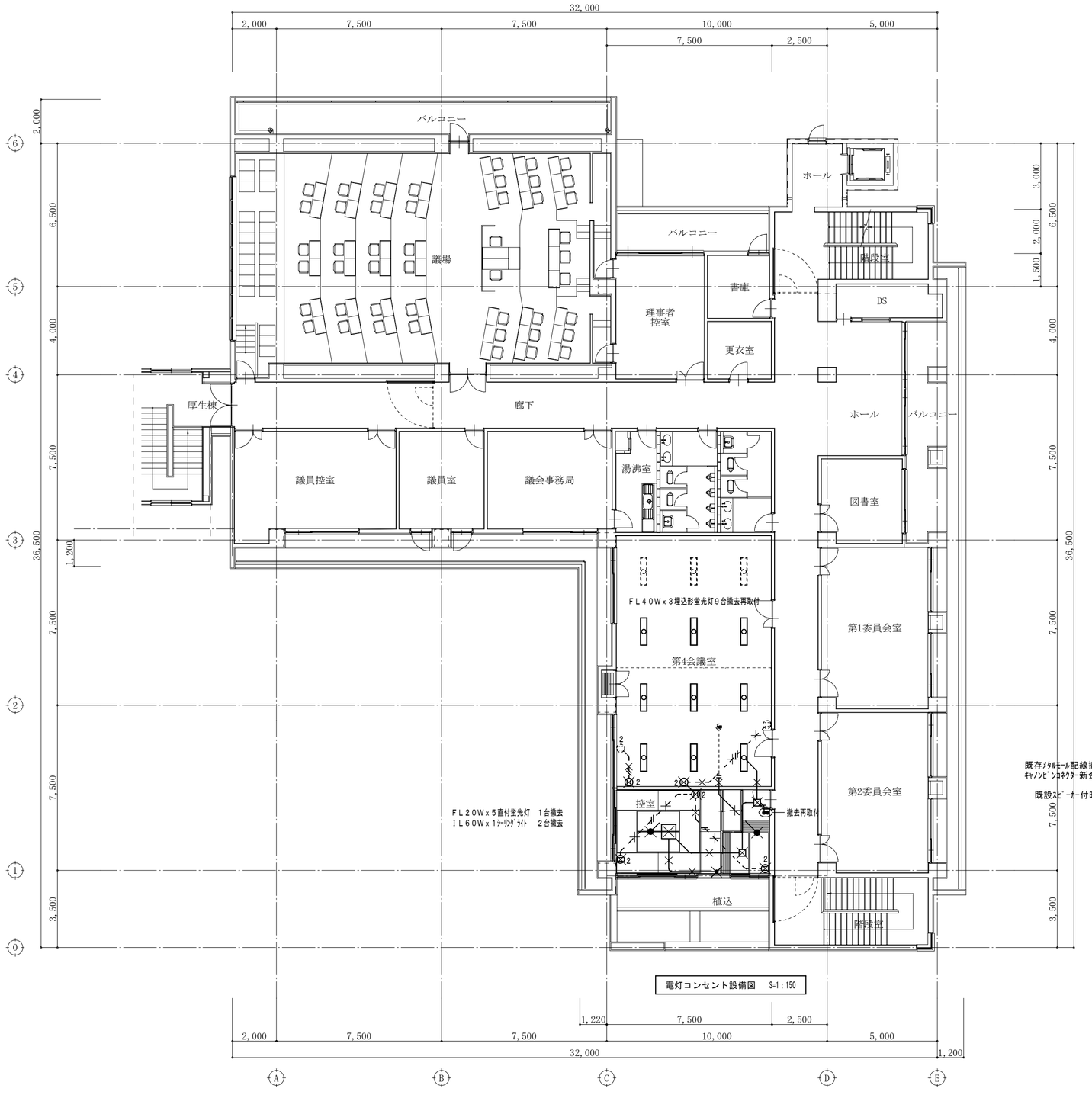

電灯コンセント設備図　S=1:150

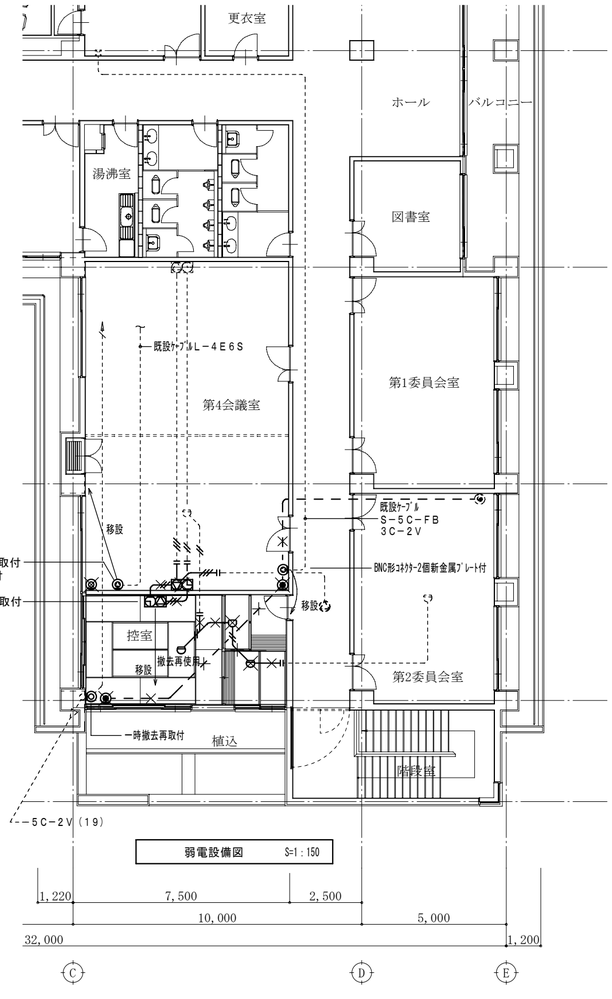

弱電設備図　S=1:150

備考			
	名称	玉城町役場庁舎耐震補強及び改修工事	図面番号
	図名	3階電気設備図（改修前）	1:150	No. E-06

※特記なき配管配線は下記による

電灯コンセント設備	
——//——	EM-EEF2.0-2C
——··——	EM-EEF1.6-2C
——///——	EM-EEF1.6-3C
火災報知設備	
——//——	AE1.2-2C
放送設備	
——///——	HP1.2-2C
時計設備	
——//——	AE1.2-2C

図中、配線条数で傾斜方向の違う又は配線の離れた斜線は接地線を示す。

照明器具姿図

A	FHF32Wx2 PH

FRS27-322PH

B	非常灯ハロゲン30W　バッテリー内臓

KI-IRS4-J30
非常灯評定番号:LALH-02

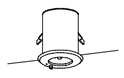

非常灯用ハロゲン電球13W点灯
電線：けい素ゴム絶縁電線、エコ電線採用
一般型（30分間）
ニッケル水素蓄電池

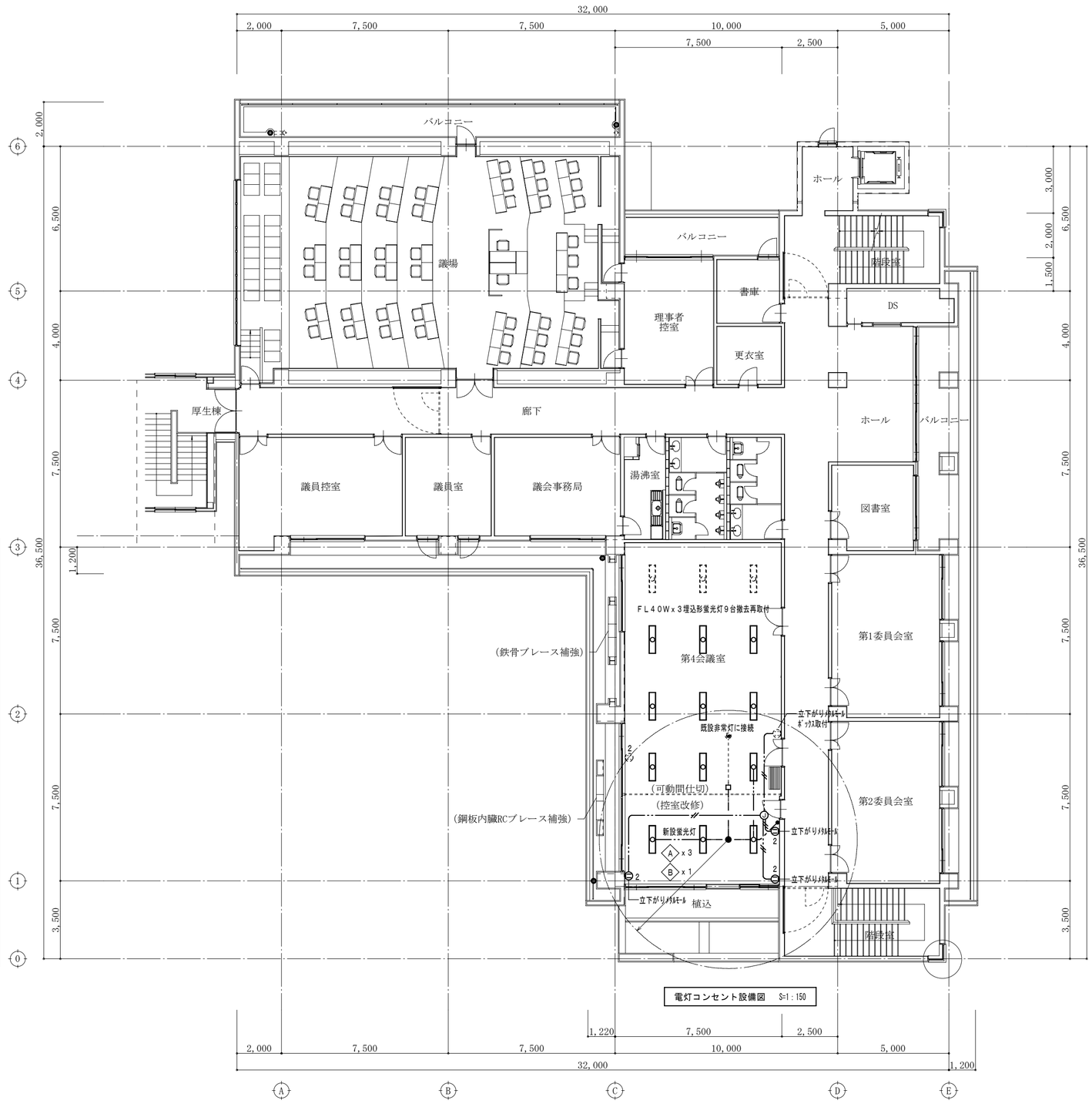

電灯コンセント設備図　S=1:150

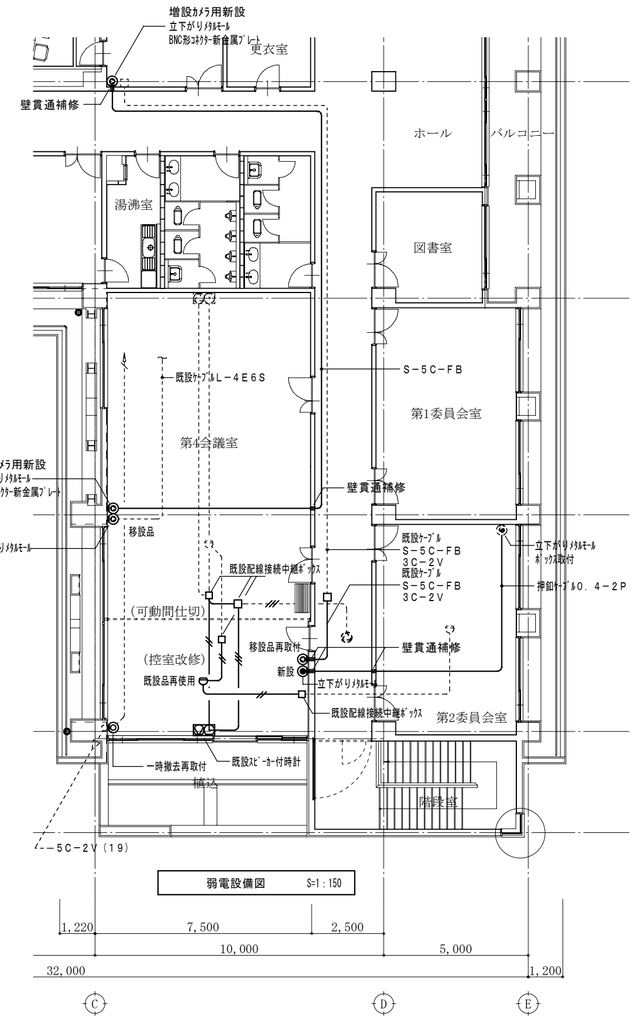

弱電設備図　S=1:150

備考				
	名称	玉城町役場庁舎耐震補強及び改修工事		図面番号
	図名	3階電気設備図（改修後）	1:150	No. E-07

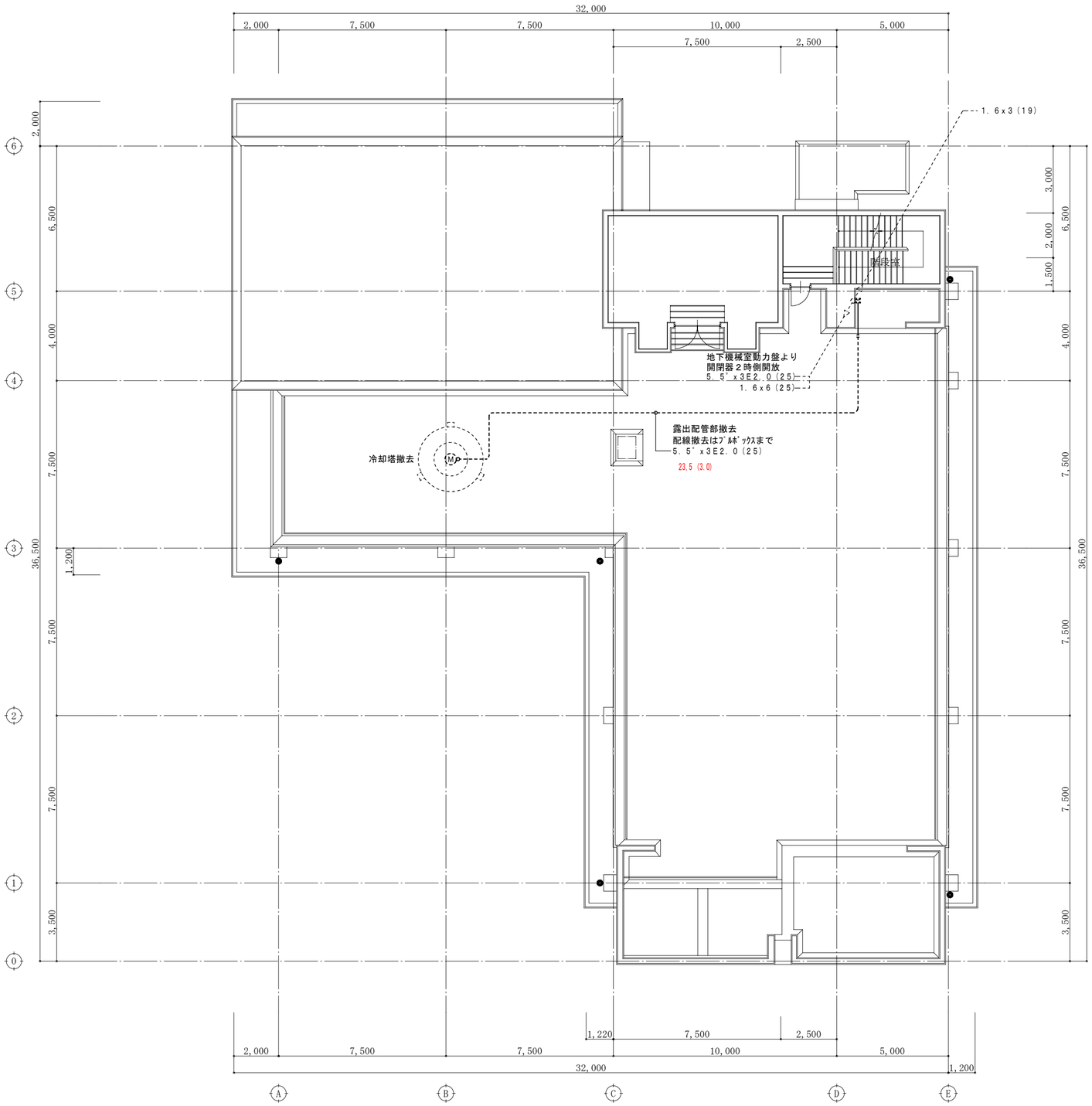

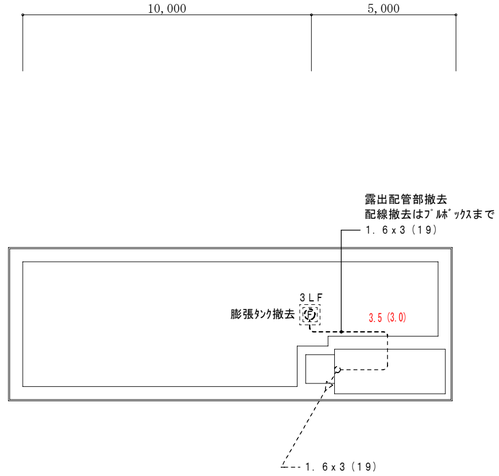

備考		名称	玉城町役場庁舎耐震補強及び改修工事		図面番号
		図名	R階電気設備図（改修前）	1:150	No. E-08